

協定内容の詳細

【嬉野市みまもりネットワーク】

市民が安心して暮らせるまちづくりを実現するため、嬉野市と協力事業者が相互に連携して、市民の見守りを行う活動のこと。

【協力事業者】

通常の業務において市民宅を定期的に訪問し当該訪問先の異変を発見することが可能な事業者で市と協定を結んだもの。

【協定内容】

- ・市は協定書により当該事業者を協力事業者として登録する。ただし、公序良俗に反する活動を行おうとする事業者とは、協定を締結しない。
- ・市は、当該協力事業者の名称等を公表することができる。
- ・協定を解除することができる。

【協力事業者の活動】

協力事業者は、通常の業務で行う市民宅への定期的な訪問の中で、異変又は状況の変化に気付いたときは、市へ連絡を行う。

協力事業者は連絡の有無によって市民に不利益が生じても、その責めを負わない。